

添付法令資料 3 :

ハラール製品保証 (JPH) 実施に係る違反に対する行政制裁の賦課に関する
2026年5月11日付インドネシア共和国ハラール製品保証実施機関規則No. 2 (目次)
同年6月5日施行

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 行政制裁の賦課に係る権限 (第2条ないし第6条)
- 第3章 行政制裁
 - 第1節 通則 (第7条ないし第16条)
 - 第2節 事業者に対する行政制裁
 - 第1款 事業者による JPH 実施に係る違反の種類 (第17条)
 - 第2款 事業者に対する行政制裁の賦課 (第18条ないし第23条)
 - 第3款 ハラール表明を行う事業者に対する行政制裁の賦課 (第24条)
 - 第3節 LPH (ハラール検査機関) 及びハラール監査員に対する行政制裁
 - 第1款 LPH に対する行政制裁の賦課 (第25条及び第26条)
 - 第2款 ハラール監査員に対する行政制裁の賦課 (第27条及び第28条)
 - 第4節 PPH (ハラール製品プロセス) 支援機関及び PPH 支援員に対する行政制裁 (第29条ないし第33条)
- 第4章 行政制裁の賦課手続 (第34条ないし第37条)
- 第5章 異議申立て (第38条ないし第41条)
- 第6章 行政制裁の賦課に係る事後対応 (第42条及び第43条)
- 第7章 雑則 (第44条)
- 第8章 終則 (第45条及び第46条)